

7/6（月）保安規定変更認可申請に係る審査会合での規制庁コメントに対するJAEAの考え方

	規制庁の意見	機構の意見
臨界管理	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定審査基準「核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い」に「事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、<u>臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</u>」とある。 <u>今回、臨界管理に係る措置が明示されたため、その文言を記載しないと臨界管理が行われないおそれがある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 臨界管理については、事業規則での要求及び設計工事段階での設備対応に加え、従前の保安規定審査基準において「貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関すること。ここで、貯蔵する核燃料物質の種類及び数量については、許可された量を超えないようにすることが明記されていること。」があり、<u>今回特に明示しなくとも、従前から既に対応しているところである。</u> 各事業許可基準規則（新規制基準規則）の解釈にも「許可基準規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、本解釈に限定されるものではなく、事業許可基準規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、事業許可基準規則に適合するものと判断する。」とある。（新品質管理基準規則の解釈にも同様記載がある。）
放射線測定器、廃棄設備	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定審査基準「放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法」に「放射線測定器の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。」とある。「測定器の使用方法」が記載されていない。 保安規定審査基準「排気監視設備及び排水監視設備」に「放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。」とある。「設備の使用方法」が記載されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> パブコメ回答（令和2年2月5日付け原子力規制委員会資料）にも、「当該規定は、放射線の測定に係る保安活動を行う際に必要となる体制、手順等を保安規定に定めることを求めており、必ずしも、測定器の個別具体的な操作方法等を定めることを求めているものではありません。」とある。 ここで言う「使用」とは、測定器なら「測定」、廃棄設備なら「廃棄」を指すものであって、すなわち「使用方法」とは、「廃棄設備による廃棄の管理方法」、「測定器による測定の管理方法」と理解している。 その上で、「測定、廃棄の管理方法」については廃棄時の監視方法や測定器の監視対象を、「機器、設備の機能維持」については点検及び検査の手続きとして定めている。